

プラスワン通信

ブロック塀と建築基準法・責任・助成について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震で、ブロック塀が倒壊して下敷きになり、女子児童の尊い命が亡くなってしまいました。

ご自宅の敷地にある塀や所有アパートの塀は、今まで一度も役所(自治体)から指摘されていないから大丈夫と思っていませんか？危険なブロック塀のチェック方法、ブロック塀の法律上の規定、通行人等を死傷させた場合の責任、建替えの場合の助成金などのお話を今回はさせていただきます。

建築基準法施行令(法律上守らなければならない基準)

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとなっております。

昭和56年6月1日、建築基準法施行令が大幅に改正されています。また、区や市町村ごとに独自の地区計画や宅地開発指導要綱等で塀の設置の基準を強化している場合があります。

下記は**ブロック塀(補強コンクリートブロック造)**において最低限の基準になります。

- ①高さ 2. 2m以下(ブロックは1つの高さは約19cmになっているため11段が目安)
- ②壁の厚さ 塀の高さ2. 0m以下の場合⇒10cm以上、2. 0m超の場合⇒15cm以上
- ③控え壁 控え壁(補助壁)は間隔(長さ)3. 4m以下ごとに塀の高さの1/5以上の長さの控え壁を設ける。
- ④基礎 丈は35cm以上とし、地中へ30cm以上埋める。
- ⑤鉄筋等 1、鉄筋径9mm以上を使用。2、縦筋・横筋ともに80cm以下の間隔で配筋する
3、壁の四隅(両端・上下)と基礎に配筋する。4、先端はカギ状に折り曲げる。
5、鉄筋の周りにはコンクリート又はモルタルを十分に詰める。

尚、石造やレンガ造等の組構造の高さの上限は1. 2mとなります。(壁の厚さは高さの1/10以上)

民法第717条(土地の工作物責任)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じた時は、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

そのため、状況に応じた補修や改修をし、安全性の維持を保たなければなりません。

尚、欠陥があるのに放置していた結果、事故が発生した場合は業務上過失致死傷(刑法211条)等の刑事罰が科される可能性があります。

地震時に倒壊の恐れがあり、十分な安全性が確保されていないと認められるブロック塀等で、一般に交通の用に供する道に面するものは、区や市町村などの自治体によって撤去費用や設置費用の助成金が有る場合があります。今回の災害による事故は、点検、倒壊防止の措置を行うことで防げたものだと思います。ブロック塀等や老朽化した建物を所有されている方々も他人事ではありません。最後に娘を持つ父親として、お亡くなりになりました女子児童のご冥福をお祈りし、ご家族にお悔やみを申し上げます。(小泉)

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com